

第二十八回 参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和三十三年二月二十日(木曜日)午前
十時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 大沢 雄一君
加瀬 完君
久保 等君

委員

伊能 芳雄君
西郷吉之助君
佐野 廣君
館 哲二君
成田 一郎君
本多 市郎君
鈴木 壽君
中田 吉雄君
成瀬 幡治君
岸 良一君
森 八三三君
白木義一郎君

國務大臣

國務大臣 那 祐一君
正力松太郎君

政府委員

警察庁長官 石井 榮三君
警察庁刑事部長 中川 董治君
自治庁長官官 佐久間 彌君
自治庁行政局長 藤井 貞夫君
自治庁財政局長 小林興三君
事務局側

常任委員 福永興一郎君
会専門員

説明員

自治庁行政 吉浦 淨貞君
局振興課長 戸嶋 芳雄君
林野庁林政部長 玉置 康雄君
林野庁林政 部調査課長

本日の會議に付した案件

○遺失物法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○奄美群島復興特別措置法の一部を改
正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方行政の改革に関する調査の件
(昭和三十三年度地方財政に関する
件)

○新市町村の建設促進に関する件

○委員長(小林武治君) これより委員
会を開きます。

○加瀬完君 本日は、まず遺失物法等の一部を改
正する法律案を議題に供します。

○加瀬完君 前回に引き続き、質疑を行います。
質疑のおありの方は順次御発言を願ひ
ます。

○加瀬完君 今度、署長の廃棄権とい
いますか、これを認めるわけですね。

○政府委員(中川董治君) ただいまの
加瀬委員の御質問の件でございますが、
法律で相当明確に示はれておりま
す。現行法の二条の規定によつて、充
却できる物件である、すなわち、腐
敗するとか、大へん保管に費用を要す
るとか、あるいは、やうなものであるけれど

も、売却しても買手がなく、こつこつ
物件にしまつておられます。「又ハ売却
スルコト能ハズ」と、当該物件の性格
上認められるもの、こつこつとであ
りますので、従ひまして、腐った果物
とか、効用のなくなった野菜とか、こ
ういふやうなものであらうと思つた
あります。それで、法律にも相当明確
に示はれておりますけれども、さら
に、署長がこの権利を乱用することが
ないよう、訓令その他によつて厳重
に縛りたいと思つております。大体内
容的には、かねて逐条説明で申しまし
たように、腐った果物であるとか、効
用のなくなった野菜とか、こつこつと
うなものに限られるわけでありませ
う。

○加瀬完君 これは腐つたとか腐らな
いとかいふ点でも、専門家といひま
すか、商売人として、しつこく警察署長で
は、判定に相違が出てくると思つた
あります。だから、ある程度はありき
ちんとしておきませんと、適宜やられ
て、あとで問題が起るといふやうなこ
とがあつては困ると思つたのでありま
す。その点やほり十二分に、行政的に
そこを来たさないやうな施行の基準と
いふものを設けることが必要じゃな
い。

○加瀬完君 それから次に、特定法人に今度は警
察署長の持つておつたやうな権限を
ある程度与へますね。そうすると、特
定法人と、今までやつておつた警察と
の関係で、特定法人の扱いが法律的に
正しいかどうかという疑義を生ずるこ
とがあると思つたのです。あるいは、特
定法人の判定の仕方と警察の見方とい
ふものが違つてくる場合があるのでは
ないか、この関連をどういふやうにす
るか。

○政府委員(中川董治君) 前段の御質
問の点は、さういふやうに客観的に
はつきりするやうにいたしますために、
拾得者に対して、捨ててもいいかとい
ふやうなことをできるだけ聞くこと
によつて目的を達成したいと思ひま
す。

○加瀬完君 それから、後段の御質問の、特定法
人の関係は、十條ノ二に規定いたしま
すように、「命令ノ定ムル所ニ依リ」、
この「命令」と申しますのは、政令を
含みますから、政令でさういふことを
きちんと書きまして、そこを来たさな
いようにいたしたいと思ひます。

○加瀬完君 十四條の改正規定の中
に、「六箇月」を「二箇月」に改
め、とありますね。御説明によれば、
所有権取得が、一カ月内に七二%、
二カ月内に九〇%という説明がつい
てゐるわけですから、物件の活用は、
何も特定に六カ月を二カ月というこ
とにしないで、現状においてある
程度できてゐるといふ認定を下さる
と思ひます。それで、とにかく遺失物を
届け出た者は善意ですから、善意の権
利は今よりも、もっと保護してやつて
いいと思ひます。それを六カ月を二カ
月というふうに切り下げる必要はない
のじゃないか。現状においても一向差
しつかないのじゃないか、こつこつ
思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(中川董治君) 現在六カ月
という期間があります。現在六カ月
といふ期間があらうか、さういふ
思ひますが、時効的な意味で短期に
いたしまして、その間において善意の
ものもあらう、拾得者は善意でござ
いますから、善意たるべき拾得者の権
利を侵害することのないやうに、こ
れは当然のことでございますが、警
察のサービスとして、法律に規定す
るべきことは当然でございますが、善
意たるべき拾得者が、さういふか
といふことにならぬやうに、連絡
その他の方法をとつていきたい。要
するにこの法律自体の考え方、め
んどくさくて処理するといふこと
に、物件をいたすに倉庫に眠らす
と、いふやうに、幾らこつこつと
申しましても重要な物件でございま
すから、活用を十分にはかってい
たい、その実状に合せてきちんと
したい、こつこつと思ひます。

○加瀬完君 物件の活用は、一カ月
内には七二%、二カ月内には九〇%
弱活用されているわけですから、こ
れは活用はある程度できてゐるとい
ふやうに認定していいと思ひます。
それを今までは六カ月が善意による
届出人の権利といふものであつた
のを、これを二カ月に短縮する。届
け出るやうなものは、一々自分の届
け出た物件がどう処理されたかとい
ふのを聞き合はせたりしません。さ
うするとさつぱりの善意が、六カ月
あれば確保されたものが、二カ月で
消失し

てしまふということになるような、それを早めるような改正というのは、これは善意というものの対する報酬としては、はなはだ当を得ていないのじゃないかと考えられますが、どうでしょう。

○政府委員(中川重治君) 法律的には御指摘の通りでございますが、実際問題といたしまして、そこがあまり、期間があまりよいになっておりまして、結局警察の方でもその関係で正確に拾得者に知らすということが、正確を期すべきではございますが、大体二カ月ぐらいの期間においてきちっと整理をする方が、かえって事が正確を期しますので、そういう実情に即して規定を改めた方がより便宜である、こう考へる次第でございます。

○加瀬完君 それから、「拾得者ハ予メ申告シテ拾得物ニ因スル一切ノ權利ヲ放棄シ、義務ヲ免ルコトヲ得」という規定がありますね。これは第三条とつながりがあるわけでありまして、で、こういう改正をするなら、善意の届け人といふか、こういう者の権利といふものを、報奨する意味においても、第七条の改正といつたようなものにはもう少し手心というものがあつてよかつたのじゃないか。手心といふものは、届出人の場合は、費用弁償は、そういうつたようなものを何も届出人から、権利を取得した者から弁償させるという方法を講じなくてもよかつたのじゃないか。それは「拾得物の保管費公告費等調」によりまして、国全体から見れば大した費用じゃないわけですから、こういう費用を一々善意の届出人の権利の取得者から徴収するということをや、この際なぜ

改めなかつたかという疑問を持つわけですが、この点どうでしょう。

○政府委員(中川重治君) 実際問題としては、御案内のように、いろいろな保管に要する費用その他を、都道府県が警察の倉庫を倉庫料という意味において計算して徴収しております。ただ例外といたしまして、たとえば熱帯魚の落し物の場合、熱帯魚のヒーターの問題とか、あるいは動物の落し物の場合においてえさ代というものは徴収しているが、倉庫料的なものは徴収しては御座いません。だから、実際問題として御指摘の点は解決しているわけでございますが、この規定がありますのをなぜ改めなかつたかという御指摘でございますが、これは民事全般について見ても、民法もこういう精神において出ておりますので、民事手続との関係において、保管のために要した費用は拾得者が差し出す、これが大体において民事法規の大原則になっておりますので、その意味で、原則をここで破るのはいささかどうかと考へまして、これは改めなかつたのでございます。ところが、御案内のように公共団体、またはその類似の団体でございますので、倉庫料といふものをこれはとっておりませんので、これは実際問題として解決したいと思ひます。

○加瀬完君 「遺失物の取扱状況年次別比較表」といふのが第一表として出されておりますね。それによりまして、都道府県に帰属するという項目があるわけですし、それから十五条ですか、これにも都道府県の物件に帰属する場合がございまして、物件を金銭にかえたり、あるいは物件そのものを何かほかのものにかえたりする何か手続

というものが要るわけですね。それは警察署から都道府県に帰属するまでの一休手続といふものは、どういふふうに行われておりますか。

○政府委員(中川重治君) 民法二百四十条の期間が満了前までは、善良な管理者としての注意をもつて管理するわけでありまして、従つて、競売等で売却に付した場合の代金を保管する、こういう建前であります。都道府県に帰属する場合、落し主も見つからない、拾得者も、おれは要らない、こう言つて権利を放棄した場合に限り、都道府県に権利を帰属するのでございますが、そういうことで落し主が公告しても見つからないということが明確であり、しかも権利者が権利を放棄する、こういう場合におきましては、この時間関係を正確にいたしまして、その正確にいたしたのを警察署においてこれを整理して、最後には県の公共団体たる都道府県に引き渡す、こういう関係を正確に帳簿に基いて整理したのであります。

○加瀬完君 ですから、この帰属してからその物件が処分されるまでという手続が踏まれるのですか。それは結局、物件の処理は警察でやるのですか、物件が都道府県の出納か何かに管理されて、そこで処分されるのですか、どういふことになりますか。

○政府委員(中川重治君) 物件は都道府県に帰属した場合に、当該府県は公共団体の一般原則に基きまして、都道府県公共団体の事情に基きまして、若干相違があると思ひますが、大体都道府県公共団体の事情によりまして、警察で処分してやつてくれ、こういうふうなことで処理している向きもござい

ますし、それから、これは都道府県の一般物件として整理して処理する、こういうふうにしてはいる向きもございまして、一に都道府県公共団体の定めるところによりたいと思つております。

○加瀬完君 慣例として、どういふふうな方法がとられておりますか、現在。

○政府委員(中川重治君) 多くの場合、県へ引き継いで、県の出納の方に渡してはいる、こういう慣例をとっております。

○加瀬完君 それから、遺失物の保管ですね。届け出された遺失物がありまして、これが届出人に帰属するか、あるいは落し主に帰属するかによりまして、一定の期間といふものは警察なり特定法人なりが管理する形になりますね。その管理期間中、故意か過失か、いずれの原因にしても、物件そのものに損傷、破壊といったような、経済価値を減退するやうな事象が起つた場合といふものは、この法律にどこか明記されておりますか。

○政府委員(中川重治君) これは今までかつて例がなかつたのですが、法律論といたしましては、そういうことについて作爲があつた場合におきましては、まず民法の行為の適用があらうと思ひます。民法の行為の規定がありまして、損害賠償、こういふことが明確になることは法律上当然でござい

○政府委員(中川重治君) 麻薬の場合におきましては、現行法令においてはやや不明確な点がございました。と申しますのは、覚醒剤につきましては、覚醒剤取締法によつて国が持つてゐるわけでありまして、厚生大臣が持つてゐるということをお記しておいたのでございまして、麻薬につきましては、これに相応するやうな規定がなかつたと思ひわけでございます。従つて、今回は麻薬とか覚醒剤のごとく、法令によつて一般に禁止された物件については国に帰属するという規定を明記したのであります。従いまして、民法二百四十条に規定する期限終了後におきましては、麻薬とか覚醒剤は国に帰属いたしまして、国がこれを廃棄するやうな措置をいたしたものでござい

○久保等君 先ほどの加瀬委員の質問に関連するのですが、第二条の二の問題についてちょっとお尋ねしたいと思ひます。

御説明をお伺ひしておりますと、廃棄される物件といふのは、腐るおそれのある野菜とか、くだものとかいふやうなものに限定されるという御説明であります。それを何ら限りにおいては異議がないのです。しかし、第二条の本文の方を見ますと、前文の方では「滅失又ハ毀損ノ虞アル」といふやうな言葉で表現されております。具体的に、たとえば非常にある特定の人が崇拜をしておる者の持つておつたものがねのやうなものが、実はこれわけてしまつておるといふやうなものを物件として想定した場合に、これはちやうと経済的に価値はないし、売却したところで売却できないと判断されたやう

な場合においては、廃棄されることが十分に考えられるのじゃないかと思うのです。そういつたようなものは、これは一般的に経済価値はないかもしれぬが、しかし、特定の人にとっては精神的に非常に価値のあるといったようなものが廃棄される危険があるのじゃないかと思うのです。もし、御説明のようなら限定されるならば、そういうことをむしろはつきり掲げれば問題がないと思うのですが、ただ、第二条と第三条の二の両条文を参照しながら考えてみた場合に、警察署長なり、あるいは特に特定の法人等が廃棄をすることができるといふ新しい条文が創設されるわけです。そういうような場合に、今私が申し上げましたようなことが起り得る可能性が多分にあると思うのですが、先ほど来の御説明によると、そういう場合に廃棄されるというようにすることは考えられないという事になりますかどうか。

○政府委員(中川重治君) ただいまの御説明の、これだめがねは二条に該当しないか考えるのですが、そのことわかれたがねが、さらにそういう時日の経過によつて棄損するような場合には、該当すれば該当いたしますけれども、一ぺんこわれたものがさらに棄損するということ、腐敗の分子がある場合には棄損しますけれども、めがねの場合はそういうことがありませんから、前段に該当しない。問題は後段でございまして、棄損はせぬけれども、それを保管するに非常に費用がかかる、それが保管の費用を差し引いても損だという場合にも該当せぬと思ひます。御説明のような場合は、二条に該当しないと思ひます。

○久保等君 そうだと、御説明では、具体的に言へば、腐る可能性のあるものの、野菜で、それ以外に想定せられるようなことがありませんか、ありませんか。

○政府委員(中川重治君) 法律論は、正確に申しますと、二条の前段は腐る、これから腐るであらうが、後段は、腐りはしないけれども、保管に相当な費用を要する、保管の費用は差引くという理論になりますので、置いておくよりも、保管している方がかえつて金がかさむ、こういう場合でございまして、ただいまの御説明は該当せぬと思ひます。ただし、そういう私が申し上げる法律論も正しいと思ひますけれども、その法律論がその通り実行できることを確保されること、さらに重要な問題でございまして、警察署その他に嚴重な訓令をいたしまして、法律論が法律論の通り実行できるように確保いたしたいと思ひております。

○久保等君 それから、遺失物法等の一部を改正する法律案が成立すると、いふことになりますと、これは非常に実は従来長い慣習もあることでありますけれども、一般国民にとつては非常に私、利害関係の多い法律だと思ひます。従つて、これに対して特別の何か周知徹底といひますか、そういうこと、たうなことに何か御考慮せられておりますか、どうですか。

○政府委員(中川重治君) その点までとにございまして、その点で、国民大部分の方が関係を持つ法律案でございまして、この周知については相当注意深くやらなければならぬと思ひまして、付則につきましては、なるべ

く早く施行したいと思ひますけれども、周知時間を考えますし、施行期日が月の日はたじやちよつと五月二十三日じゃ周知徹底を欠きますので、そういう点で、法案が成立した日とからみ合せまして、六カ月以内に

○政府委員(中川重治君) 法律論は、正確に申しますと、二条の前段は腐る、これから腐るであらうが、後段は、腐りはしないけれども、保管に相当な費用を要する、保管の費用は差引くという理論になりますので、置いておくよりも、保管している方がかえつて金がかさむ、こういう場合でございまして、ただいまの御説明は該当せぬと思ひます。ただし、そういう私が申し上げる法律論も正しいと思ひますけれども、その法律論がその通り実行できることを確保されること、さらに重要な問題でございまして、警察署その他に嚴重な訓令をいたしまして、法律論が法律論の通り実行できるように確保いたしたいと思ひております。

○委員長(小林武治君) 他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて、直ちに討論、採決に入ることとして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めて、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

遺失物法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本会議における委員長の口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めて、さう決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は、順次、御署名を願ひます。

多数意見者署名

大沢 雄一	館 野二
西郷吉之助	伊能 芳雄
成田 一郎	本多 市郎
白木義一郎	鈴木 壽
中田 吉雄	岸 良一
成瀬 幡治	久保 等
加瀬 完	

○委員長(小林武治君) 次に、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査)を議題に供します。

まず、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(都祐一君) 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

戦後八年間にわたる行政分離の後、昭和二十八年十二月に本土に復帰した奄美群島の復興を促進するため、翌二十九年六月、奄美群島復興特別措置法が制定され、同法に基いて五カ年間の復興計画が樹立されて、現在まで四カ年間、諸般の復興事業が実施されて参つたのであります。

これらの復興事業の実施によりまして、群島の産業経済、その他公共施設の復興はますます進められて、群島の面目は一新せられてつづつてあるのでありまして、昭和三十一年における群民所得は、復興当時の二十八年に比べ

て五割以上の増加を見ているのであります。また、復興計画樹立後、現在に至りますまでの四カ年間の事業実施の状況にかんがみまして、計画事業の内容について種々再検討を加へ、計画の期間を延長することが必要と考えられるに至つたのであります。

奄美群島復興特別措置法に基き、内閣總理大臣の諮問機關として設置されております奄美群島復興審議会におきまして、昨年末、一立ちおくれた民度を向上し群島経済の自立化を促進するために現在の復興計画を改訂し、その実施期間を十カ年間に延長する必要があると認められるので、すみやかに所要の法律改正を行ふべき旨の意見を提出している次第であります。

以上、申し上げましたような事情にかんがみまして、今回、法の有効期間及び復興計画の期間の延長を中心とする奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。この際、あわせて、奄美群島の特殊事情を考慮して、同群島における公共土木施設災害復旧事業の国の負担率に特例を設けることといたすは、法の施行の事情にかんがみまして必要な規定の整備をはかりたいと存じます。

以上、この法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明いたしましたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小林武治君) 本案に対する質疑は他日に譲ります。

○委員長(小林武治君) 次に、地方行政の改革に関する調査として、昭和三十

三年度地方財政に關する件を議題に供し、

お手元に配付いたしました資料によりまして、政府から説明を聴取いたします。

○政府委員（小林興三次君）「昭和三十三年度地方財政収支見込（概算）」につきまして御説明申し上げます。確定的な詳細なものは、おくれまして申しわけありませんが、税の問題がきまり次第、来週あたり提出したいと思ひます。

大体、歳入歳入の全体の見通しでございますが、歳入に入りまして前に、まず歳入の方から申し上げた方がよろしいかと存じますが、大体、地方税におきましては、譲与税を含みまして五百二十五億の増でございます。このうち二十五億は譲与税の増でございます。

税の内訳は、税制の改正案が確定次第、税務当局から詳細御説明申し上げますことにいたしたいと思ひます。

交付税の方におきましては、総額が二千二百四十億でございます。二百八十六億の増、これはもうすでに皆さん御承知の数字だと思ひます。それから、いわゆる地方交付金が十億で、五億の増、国庫支出金が三千八百十二億で、前年度より百二十六億の増でございます。ただ、この国庫支出金につきましては、これは國の予算をそのまゝ拾つたのでございますが、國の予算の面におきましては、なお三十四、五億の数字が出ておりますが、これは都道府県を通り抜けて國にいく補助金でございますので、地方財政制度の上から一応はすすこととしております。要するに各種団体に対する補助金が従

来、直接國から出ておつたものが、いろいろ補助金の運用を合理化するために地方団体を經由する、こういう扱いをとりまして、一部都道府県を經由してやることにいたしましたので、通り抜け勘定でございますので、一応はすすことといたします。地方債は四百五十億で、前年度より七十億一般会計において減らすことにいたしております。その他、雑収入二十九億の増は、これは学校生徒増に基く高等学校の授業料の増加であるとか、あるいは水利使用料の単価引き上げ等に伴う増でございます。大体こういう形で、歳入におきましては、総体約九百億の増でございます。前年度より財政規模全体といたしまして九百億ふえております。一兆二千三百七十二億でございます。

この總体の地方財政の歳入規模は、従来、御承知の通り、國の財政規模と比較いたしますと、最近におきましては地方の方が多く、去年は約百億多かつたのでございます。それが今度は、この数字では、國が一兆三千二百二十一億でございますから、七百四、五十億ほど財政規模は國の規模よりも小さくなつております。しかし、そのうち國の財政規模につきまして、御承知の通りたな上げ財政調整資金とか、あるいはまた公債費に対する繰入金等ございまして、実質的な財政規模を比較いたしますと、さういふと大体とんとん、さういふふうに考へておるのでござい

ます。さういふ歳入を前提といたしまして、歳出面におきましては、まず給与費でございますが、給与費が四千七百三十五億でございます。二百九十九億増になつております。この給与費は、大体前年度に対する給与の増でございまして、そのうち新しい項目を申し上げますと、管理職手当、これは御承知の通り新しく小、中学校の校長に管理職手当を支給することになりましたので、その分が八億九千万、これに伴いまして、府県市町村立の高等学校あるいは大学につきましても、校長、学部長等に同様な措置をする必要があるので、八千五百万、それから通勤手当は、国家公務員に準じまして地方にもやる必要がありまして、それに見合ふ金をここに計上いたしましたのでござい

ます。それからもう一つの問題は、國の制度に伴うものとして、例の臨時職員を一般の正規の公務員に振りかへるといふ國の問題がございまして、地方におきましても、もちろんこれに準じて措置するのが適當であらう、さういふ考へ方で、國が臨時職員の二割に相当するものをやりましたので、地方におきましてもそれに見合ふ経費の振りかへをいたしております。これは、國におきましても財政的な特別な措置をいたしておきませんので、財政計画の中身におきまして振りかへ措置を講ずることにはいたしました。

その他、特に申し上げることはございせんが、去年より多少ふやしまして、たおもな項目を申し上げますと、産業教育が今度振興されるために、特に國の補助が出まして、高等学校の特殊な産業課程が新設されます。それに対応いたしましたので、当然教職員が必要でございますから、その教職員の必要なるものがある程度増加したい。それから常備の消防職員、これも相当ふえておりますので、ふえた実情を見まし

て、消防職員も増加したいと、さういふ考へを持っております。それと、いま一つは、警察官の超勤の問題でございます。警察官の勤務の特殊事情から考へまして、従来の超勤では非常に無理がある、さういふことがございまして、この超勤を三〇％ふやしまして、現在六〇％になつておるのを九〇％にいたしておりますが、大体さういふ経費が目立つたものでございまして、その他も当然増、さういふ前提で組んでおります。確定版によりまして、さういふ資料を提出したい、さういふふうに考へております。

それから、次の恩給退職料の増は、これは技術的に必要な増を見ただけでございます。それから次の「その他の消費的経費」、全体で七十二億ふえておりますが、そのうちの(1)は、補助負担金を伴うものでございまして、これはまあ國の補助負担金に見合つた地方の増をうたつたのでございまして、六十九億でございます。そのうちで目新しいものは、御承知の義務教育の教材費につきまして、今度新しく國庫負担制度をとることにして、關係の法律を關係省において提案するはずでございます。これにつきましては、負担制度をとる以上、地方もそれに対応する経費は当然見る必要がある、さういふものがござい

ます。あとは生活保護費とか、児童福祉費とか、その他、一般の経費の増に伴うものでござい

ます。それから(2)の補助負担金を伴わないものが、全体で三億ふえております。これは普通の単独の消費的経費でございまして、人口増に伴うものとか、

のがございまして、この内容につきましては、一つ申し上げておきたいことは、國は旅費、物件費等につきまして三〇、五〇等の削減を全庁庁について行なつておるのでございます。それに対応しまして、地方におきましても、やはり削減すべきものは削減する必要がある、さういふ考へ方で旅費、物件費等につきまして二〇の二十二億余りを計上して減らしております。しかしながら、それは減らしつぱなしにするわけにもいきませんので、實際は庁舎補修費等が非常に満たぬ経費がありまして、さういふ経費を立てまして、總体的にはプラス・マイナスないことになつておりますが、経費の使用の、合理的な使用の方のめどをここに立てることにいたしましたのでござい

ます。それから、次の公債費は八百二十八億で、六十一億の増になつております。これは従来、自治庁の資料で、七十億とか八十億とかいふ数字がいろいろ出ておつたのを御記憶かと思ひますが、これにつきましては、われわれは明年度の財政計画では、むしろある程度必要な起債を増額する必要がある。減らすものは減らす、さういふことで、一般会計におきましては相当額の公債の増額を前提にいたしておつたのであります。それが逆に七十億減と、さういふことになりましたので、さういふものの利子等の關係で確定的に六十一億の増、さういふことに相なつた次第であります。それにいたしまして、地方債の借入れが四百五十億で

て、消防職員も増加したいと、さういふ考へを持っております。それと、いま一つは、警察官の超勤の問題でございます。警察官の勤務の特殊事情から考へまして、従来の超勤では非常に無理がある、さういふことがございまして、この超勤を三〇％ふやしまして、現在六〇％になつておるのを九〇％にいたしておりますが、大体さういふ経費が目立つたものでございまして、その他も当然増、さういふ前提で組んでおります。確定版によりまして、さういふ資料を提出したい、さういふふうに考へております。

それから、次の恩給退職料の増は、これは技術的に必要な増を見ただけでございます。それから次の「その他の消費的経費」、全体で七十二億ふえておりますが、そのうちの(1)は、補助負担金を伴うものでございまして、これはまあ國の補助負担金に見合つた地方の増をうたつたのでございまして、六十九億でございます。そのうちで目新しいものは、御承知の義務教育の教材費につきまして、今度新しく國庫負担制度をとることにして、關係の法律を關係省において提案するはずでございます。これにつきましては、負担制度をとる以上、地方もそれに対応する経費は当然見る必要がある、さういふものがござい

ます。あとは生活保護費とか、児童福祉費とか、その他、一般の経費の増に伴うものでござい

ます。それから(2)の補助負担金を伴わないものが、全体で三億ふえております。これは普通の単独の消費的経費でございまして、人口増に伴うものとか、

でございますから、約倍近く、借りる倍近い償還をする必要がある、こういう数字になつておるわけでございます。

次の維持補修費でございますが、これは四百十九億で、百六十一億ふやしてあります。これは相当ふやしてあります。これはかねてその中心は道路、橋梁の維持補修費でございます。また、われわれの考えでは、積極的な建設改良の経費は別途必要でございますが、それにしろ、ともかくも現在ある道路をある程度維持していくためには、当然に必要な経費が必要でございます。給与費が必要であること、道路につきましましては砂利をかえさせる必要がある、これくらいの方でござい、いわば義務的な経費と見ていいと思つてござい、そういうものを、幸いにいたしましてある程度ゆとりができましたので、百六十一億見ることにしたのであります。中心は道路でございます。

それから六番目の投資的経費は、全体で三千三百億、三百四億の増になつております。公共事業費千九百二十七億、これは国の事業に全く伴う、失業対策事業費も全くそれに伴うものでござい、それから(3)の「国庫補助負担金を伴わない建設事業費」これは、いわゆる地方の単独の建設事業で、千三百四億で二百三十億ふやしてあります。これがまあいわゆる行政水準の充実と申しますか、確保と申しますか、そういう面に当る経費でございます。前年度の財政計画よりも実質的に中身がよくなる経費だろうと考えております。この二百三十億の内訳は、その中心は道路の建設改良に置き

たいと考えております。これは国におきましても新しく道路整備の五カ年計画を作り直すわけでございまして、それに見合つて地方の道路の整備も当然にやるべきものでございまして、それに対応する計画をこちらとしては設けたい、それが中心の一つでございます。

それとあとは都市的な施設としてかねて主張されております屎尿とか下水処理とかといったような都市的な環境施設の整備、それからなお、少し詰りめ教室解消の問題で、一般的に六三制の整備費が不備なんでありまして、大抵のものは国の補助に見ることにして、これは従来学校の敷地というものが補助の対象にもしてござい、計画上もはつきりしていなかつたのであります。これは補助の対象にはなりませんでしたが、われわれといたしましては、実際要することは明瞭でございますので、起債を運用する場合には、やつぱり敷地も必要なのは見る必要があるのではないか、こういう前提で考えてござい、財政計画上も一部ここに計上したいという考えてござい、この全体の数字の内訳は、実はまだ道路の關係で建設省と数字の内訳が確定的にきまつておらないのでござい、それによつて具体的に数字の内訳を申し上げたいと存じます。

大体、以上が大勢でございます。大綱いたしますと、要するに事務的な経費と、政府の施策に伴う経費を除きまして、地方として従来満たなかつた経費をふやすことができたというの、この維持補修費の百六十と、それから単独の建設事業の二百三十、こういうことにならうと存する

のであります。まあ維持補修の問題は、われわれといたしましては義務的な経費と考へるべきものと存しているものでござい。

なお、この備考についてちよつと申し上げたいことがあるのでござい、この財政計画を作る場合に、大蔵省といつた折衝の過程において時間がかかつた問題点でござい、その備考に從來なかつた注釈がついております。2において「歳入について、三十二年度地方財政計画との対照上は、本表に掲げるものほか、市町村民税所得割においてなお約四十億円が見込まれる」、これは要するに地方税が多いとか少ないとか、いろいろ世間で報道された問題点の一つでござい、従来からわれわれといたしましては、歳入はつまり標準的な収入を基礎として標準的な行政を考へる、つまり、みな基準税率を中心にして歳入を見積ることになつておるのでござい、その他、この標準率を超過する課税とか、法定外の課税とかいろいろものは、それぞれの個々の団体が特殊の事情で採用する問題でありまして、それをわれわれの財政運営の中心になる計画で追つかけていくのは筋が違ひ、こういう考へ方で、基準財政を中心として考へておつたのでござい、そこで、ただ住民税の問題につきましては、従来いわゆるオブション・ワンとオブション・ツーをどう見るかという議論がござい、その中で、いわば妥協的に五〇%ずつの扱いで従来財政計画上見て参つておつたのでござい、しかしながら、住民税につきましては、御存じの通り標準の制度を設けることに

いたしました。われわれといたしましては、標準を頭に置いて市町村が税をきめる、むしろなるべくひどいものはそれに近づける、近づけるために特別交付税も配るといふような措置をとつておきますので、やつぱり計画上は標準を基礎にして計上すべきである、これが自治庁の考へ方だったのでござい、しかし、事実上基準率に全部近づけず、標準以上の課税があることも事実でござい、そのうちこの四十億円余りは、前年度の計画におきましては、先ほど申しました通りオブション・ツーが半分あるものとして見込んでおりましたので、その比較の上においては、なおさういふものがあるといふことを明らかにしておこう、こういうことでこの注釈がついたのでござい、さういふことで大蔵省と完全に話を一致させたわけでござい

す。それからもう一つ「歳出について、現下の経済情勢及び地方財政の状況等にかんがみ、極力経費の効率的使用、節減等をはかり、これによつて生ずる財源及び上記の税収等をもつて、赤字の解消、地方債の繰上償還、減債基金の積立その他に充當し、財政の健全合理化を推進するものとする」、これも従来さういふものになつて書き方でござい、これも相当大蔵省と議論のあつた問題点でござい、要するに、国におきましては財政調整の資金といふものを一部作つてリザーブをし、それに対応することが、地方の財政計画の上においても考へることができないかどうか、こういう問題でござい、まして、われわれの考へといたしましては、財政計画の性質からい

てもさうでない、それからまた、事実ごらんの通り、地方財政の実態から見まして、それをリザーブするだけの財政的な余裕がとうていあらうとは考えられない。もし、さういふものを、これも個々の団体の問題でありまして、さういふものをもし計画に書くくらいならば、現に赤字額とか債券の償還額とか、さういふものも書かなければおかしいのでありまして、さういふことは、財政計画の性質上適当じゃないといふことで、計画には載せないけれども、それぞれの団体の財政の運営につきましましては、当然それぞれの団体の実情に応じてさういふ点は考慮してしかるべき問題でござい、その点を明らかにし、自治庁といたしましては、さういふ方向で強く行政指導をやらうという考へ方でおるわけでござい、この歳入と歳出における二点が、従来政府部内で相当議論があつた問題でござい、さういふ形で問題を解決し、地方の指導に当たりたい、さういふふうになつておる次第でござい

ます。

○委員長(小林武治君) 本件に対する質疑は、近く地方財政計画が提出されますので、その際に譲りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○本多市郎君 一言ちよつと、ほんの一分間、言うておきたいことがありますが、この地方税の歳入に關連しての話ですが、木材引取税といふものの税率を半減して、しかも地方財政計画上の歳入は、一割か一割未満の減くらいで提案されるだろうというふうなことを耳にしておりますが、自治庁のいつも強力に推進される力は、その正論というところにあるのであつて、もし今ま

と、こういうふうに思ふわけでござい
ますが、これに対する自治庁と、それ
から林野庁の双方からお答えをいた
さしたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘にな
りましたように、新市町村からそれぞ
れ売り払いの陳情が出ております面積
はかなりのものになっております。そ
ういふ要望に對しまして、今までの売
り払いの実績あるいは売り払いの見込
みというものの比率というものは、こ
れは率直に申して、きわめて低率であ
るというふうに言わざるを得ないと考
えるのであります。そういう意味で
は、法律では應々しくうたつておりな
がら、新市町村の要望にこたえていな
いのではないかと、この点につきまし
ては、御承知のように、新市町村から
の陳情の中には、国の立場から見まし
て、国土の保安上、あるいは国有林野
全体の経営上、売り払いというものが
不適当である、困難があるというよう
なものもございまして、また、売り
払い要望の面積が非常に多くて、その
市町村というものの財政規模その他か
ら見ましても少し不可能ではないか、
過大に過ぎるのではないかと、という
ものもあるわけであります。で、こ
れらの点を考慮いたしまする際におき
ましては、なるほど、売り払い実績の
比率というものは低率であるというふ
うには見えますけれども、全体とし
て、林野庁当局も非常にこの問題につ
きましては関心を持っていたいて、
好意のある協力をお願いいたしてお
るというふうに、われわれも承知をいた
しておるのであります。こういう点に
つきましては、基本財産造成という見

地から見ましても、きわめて必要な
また適当な事業であるというふうに考
えておりますので、私たちがいたし
まして、林野庁当局と十分連絡をい
たしまして、今後ともこの促進方につ
いて特段の一つ努力をして参りたい、
かように考えております。

○説明員(戸嶋芳雄君) ただいまお話
のありました点、われわれの方も、従
来の陳情のあつた内容についていろ
ろ検討して参りますと、たとえば、あ
る町村では非常に代金のことはあま
り考えないで、膨大な面積の陳情をさ
れておる。これは北海道のある一つの
市でございまして、七千町歩ぐらいの
面積の陳情をされておるというよう
なものがあつたり、あるいはこの法律の
趣旨を、われわれの方の徹底の仕方が
悪いせいもあると思ひますが、すぐ転
売して利益を上げるといふような考え
方でもって陳情をされておる向きも
ございまして、あるいは陳情の当時は反対
はなかつたけれども、その後ある部落
では反対陳情が出てきたというよう
なものがございまして、あるいは、い
よいよ売り払いの予定価格をきまし
て御相談を申し上げるといふ段になり
まして、どうもそれでは財政事情等で
困るといふようなことで、なかなか話
がまとまらないといつたようなことも
ございまして、なかなか私の方で陳情
として受け付けましたものから見ま
すと、非常に処理の状況がまずいん
じやないかというふうな結果になつて
おりますが、今のような事情もござい
ます。しかしながら、この新市町村の
建設を促進するための基本財産造成と
いうことにつきましては、われわれの
方もできるだけ協力を申し上げるとい

うことで、各管林局長に對しても指導
いたしております。従つて、もし管林
局長等で、いやしくも売り借しめとい
うようなことがありまして、こういう
趣旨が徹底されておらないという向
きがあるというふうなことでございま
したら、これは、そういうことの絶対
にないよう、今後十分指導して参りた
い、こう考えております。

○鈴木壽君 まあ今のお話から、いろ
いろ町村でいけばむちゃなような売
り払いの申請をするというふうな事例
があつたり、それから申請のあつた場
所が保安林、その他そういう性質のと
ころであつたり、あるいはまた、かつ
て町村でせつかく払い下げを受けて
も、すぐ転売をしたり、何か管理上、
契約が違ふようないろいろなことをし
た、まあそういうことがある事情は、
私も多少承知をしております。ただそ
ういふ、たとえば七千町歩とか、ある
いは北海道のほかの方には四千数百町
歩も希望しておるところがございま
す。こういうところは、今いつたよう
な、部長さんのお話のような、これは
そのまま聞くわけにいきませんから、
私はやむを得ないといふふうに言え
ると思つて、ただ町村では、かよう
なことが、いわばむちゃなものでな
く、規模も小さい、もつと申します
と、五十町歩とか七十町歩、こういう
ようなところ、しかも、それが管林局
の方のいわゆる経営のそういうものか
らして、さまで支障がないと思われ
るようなところに対してでも、何かこう
乗気でない、調査も從つてしない、話
は受け付けられるかもしれないけれど
も、さっぱり取扱ひが進まないという
ような事例が幾つもあるわけなんです。私

考えますのに、おそらくこれは、あな
た方、中央では、今申されたような態
度で進んでおられるかもしれないけ
れども、末端の管林署あるいは管林局
では何か厄介視しておるのではないだ
ろうかというふうに思われる点がある
わけでありまして、そしてもう一つは、
かつてのあの国有林野整備の臨時措置
法ですか、あの事業法でございまし
た。ああいうような考えでまだ処理を
しようとするのじやないのだから、か
ういふことを、私一つの問題として
提起したいと思つて、何か自分の
方でもう役に立たないとか、経営上困
るような場所、だれも見向きもしない
というふうなそういう場所ならこの売
り払いの申請に對して応じよう、あと
はどうも経営上困るんだ、こういう考
え方が強く末端の方では働いておるの
じやないのだからかといふふうに見ら
れるわけなんです。これは今さら私申
し上げるまでもなく、新市町村の建設
促進法の十三條、二十五條ですか、こ
れにもありますし、さらに、こういう
ものが出る以前の国有林野法の中で
も、地方の公共団体が基本財産の造成
のために優先的に考へてやらなければ
いけないといふことがはっきりある
はずなんです。そういうことを末端の
方の局や署の方では忘れておるのじや
ないのだから、こういうふうな考え
られませんが、この点いかがでしょう
か。

○説明員(戸嶋芳雄君) お話しの点、
確かに各管林局長におきまして、何か
自分の今まで経営しておる、管理をし
ておつた国有林に對する、何となく感
情的に、何と申しますか、さびしいよ
うな気がいたしまして、人情的にはそ

ういつた点で、事務の処理にそれが影
響しておるというふうなことも、おつ
しやるように、確かになきにしもあら
ずと考へます。従ひまして、われわれ
は、この新市町村の促進のための基本
財産造成という法律の目的を、積極
的に町村が、しかもまじめにそうや
ろうというふうな意圖をもつて申請を
されるような向きに對しましては、今
後絶対に売り借しめというふうなこ
とのないように、さらに一そう指導に努
力することになつたといふと存じ
ます。

○鈴木壽君 まあお話を私了解いたし
ますが、ただ、この実際の売り払いの
仕事をする責任、実質責任です、こ
れは形式的には農林大臣とか長官とか
いうことがございまして、実質的
にやるのは管林局でございまして、
○説明員(戸嶋芳雄君) 権限は局長に
なつております。

○鈴木壽君 局長から売り払いの申請
のあつたものについて、いろいろ調査
して、所要の様式を整えたものがこつ
ちへ来ます。それに対して、あなた
方はどういふ取扱ひをなさいますか。
○説明員(戸嶋芳雄君) こちらの方
は、それに対して承認を与えます。そ
ういたしますと、それが局の方に行き
まして、そこで局の方では価格等を認
定いたしまして、相手方と価格に
よつて相談をする、こういうことにな
つております。

○鈴木壽君 まあもつと具体的に申し
ますと、たとえば売り払いの条件と
か、あるいは面積、あるいは中には立
木なんかもあると思ひますから、そ
ういふものについて、何かあなたの方
がチェックするような場合がありますか。

○説明員(戸嶋芳雄君) 私の方でチェックをしたというよりなことは、今まで一度もないのでございます。

○鈴木壽君 私、そういうふうなことをお尋ねしたのは、どうも現在までの売り払いの状況を見ますと、営林局ごとに非常にその取扱いがまちまちだといふふうに見たわけなんです。そこで、これはあとでまた私具体的にお聞きしたいと思いますが、こういう大きな、大事な問題でございますから、もちろん実際の処理の権限は営林局長にあつてもいいと思います。あなた方、一々現場のことまで承知できないと思ひますけれども、そういう意味から、営林局長に持たせることはいいと思ひますが、しかし、そこに何らかの統一された指導の方針なり、取扱ひの処理の方針なりというものが、私はなければならぬのではないだろうか。こういうふうな思ひわけでございますが、部長さん、現在まで全国的にござんたつて、そういうところにもども考へる必要があるというよりなことにいつて、お感じになつたことはござんせんか。

○委員長(小林武治君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(小林武治君) 速記を始め。

○説明員(戸嶋芳雄君) 私、こちらに参りましてから、まだ半年たちませんのでございますが、今、課長に聞きますと、毎年局長会議では、積極的に基本財産造成のための売り下げについて協力するようにということは言つておるようでございます。

それは方針でございますが、方針

は、これは私の方で訓令を出しまして、こういうようなところ以外のごとろで、しかも法律の趣旨になつたところはないこと、一応訓令を出しておられます。この法律が施行になつたときから、その方針でもつてやつていく。従つて、これには面積の制限とかその他はござんせんので、こういう土地は困る。保安林とか保安施設のよりなものは、あるいは試験林とか、そういうよりなものは困る。それ以外には法律上基本財産として適當であるとか、あるいは保安上売り払つても支障がないといふことで、それを例示をいたしておられます。ただ、おっしゃる通りに、この方針の示し方が少し大ざつぱな示し方をしております点がありますので、場合によつては、局ごとに具体的にはえらい取扱ひがまちまちになつておるのではないかと御印象はあるのではないかと申します。この点は、なお私の方で、また本年度は近く局長会議をやることになつておりますので、検討いたしたいと、こう考へております。

○鈴木壽君 お話の訓令第十四号によつて、大体処理されるだろうと思ひます。ただ、今言つたように、實際処理されておる跡を見ますと、これによらないものがたくさんある。一方には訓令を忠実に守つておるものがあるだろうと思ひますが、必ずしもそうじゃないといふようなことがあるものから、これはあとでまた具体的にお聞きしたいと思ひます。

それで、これはぜひとも一つこまかいことまで、あるいは土地の事情でいろいろ訓令に示された基準通りにはいかないところもあるだろうと思ひます

けれども、やはりたいところは一応すつきりした筋を立てて処理をすることが至當であると思ひますので、これは行政局長さんの方にも注文のようになりまして、よく自治庁と林野庁の方とお打ち合せの上で、この点について十分検討していただきたいといふことを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、訓令によつて処理規程がありますが、これによつて処理を進めていかれると。このほかに、その売り払いの仕事を進めていく場合にぜひとも適用される法律、あるいは政令なり規則等のものがありましたら、一つお知らせいただきたいと思います。

○説明員(戸嶋芳雄君) これは、御存じのように、施行令の第五条で、延納等につきまして、担保、それからその他の条件について、大蔵大臣とあらかじめ協議をするといふことになつております。従来の慣例からいいますと、毎年々々大蔵大臣と協議をするといふことで、毎年々々大蔵省と現実に協議をいたしておられます。ただその場合に、おそろくおっしゃる趣旨は、担保の価格の問題だと存じますが、その点については、国の債権の管理等に関する法律の施行令の十七条というのがございまして、そこで、こういうものは担保に取つてよいと。それからその担保の価値、提供の手續等につきましては、その十七条の二項の方で「法令又は契約に別段の定めがある場合を除くほか、大蔵省令で定めるところによる。」といふことになつておられます。その省令が、債権管理事務取扱規則というのが出ておまして、その二十五条の第五号というのがございまして、

これが「七割以内において」云々と、こうなつております。これが関係があると思はれる条項でございます。

○鈴木壽君 委員長に一つ、最初にお願いしておきたいのは、大蔵省の管財関係の方に一つお尋ねしたいことがありますので、出席していただけますように、御手配願ひたいと思ひます。

そこで、先ほども申しましたように、この訓令が出ておるにもかかわらず、どうも訓令の運用と申しますか、實際上の取扱ひはまちまちであるといふようなことでございますから、そこを一つ、先ほど申しましたように、十分これは検討されまして、大い線だけは、全国共通といふようなところにまで持つていく必要があると思ひますから、そこで一つ、注文みたいになりまして、ちよつとつき道にされるようでございますが、林野法等からいいますと、あるいはまた国有財産法等からは普通財産だと、こういうふうなものには普通財産だと、こういうふうにあるようでございまして。一体国有林野財産と、一体どの程度にあるものか、普通財産といふのは、一体国有林野か、もし例示できるものがありましたら、お聞きしたいことが一つと、さらに市町村から売り払いの申請のあるものは、買ひ受けの申請のあるものは、必ずしも普通財産だけじゃないと思ひます。いわゆる企業用の財産といふようなこともあるのじゃないだろうか。もしあつたとしたら、そういう場合の取扱ひを一つお聞きしたいと思ひます。

○説明員(戸嶋芳雄君) 普通財産は、われわれの方では、不存置の国有林野と、こゝ言つておられますが、その面積はちよつと今統計を持っておりますので……大体十萬町歩以下だつたと思ひます。たしか七、八万と承知いたします。これはおっしゃる通りに、売り払いができるということになつておりますが、企業財産の方は、そのまゝの形で売り払いといふことはできないので、いつも、たとえば新市町村の促進のための売り払いといふような場合がございまして、この法律ではできる格好にはなつておりますが、實際の取扱ひは不存置の国有林野に一応直しておきまして、そして売り払うといふようにいたしておられます。それから、この新市町村以外の法律でもつて、一般に売り払いの場合には、企業財産は必ず不存置の国有林に一応しておいてからでないかと売れないと、こういうことになつております。

○鈴木壽君 売り払いの条件について、二、三お伺ひしますが、この事務処理規程——訓令の第十四号でございまして、この中には、いろいろ基準のようなものも定めてありますし、相当詳細に細をきめてあるわけですが、實際の売り払いの状況を見ますと、たとえば年賦償還の場合の利率の問題でございまして、四分五厘から六分五厘までの間にと、こういうふうになつておるようでございまして、その實際は、果してこの基準に示されたようになつて算出されて、四分五厘なり、五分なりといふふうになつておるのかどうか。これはあなた方御検討されたことがあります。

○説明員(戸嶋芳雄君) これは、訓令

いう訓令が出る前でございますから、あるいはやむを得ないというふうにも言われるかとも思うのですが、しかし、この訓令を見ますと、過去のそういう払い下げの条件等について訓令に示した基準によらない場合には改めさせなければならぬということが、おしまいの方にあります。こういう点から

そこで、その問題と、それからさらに担保の問題、先はどちらと戸嶋さんからお話がありました担保も、非常にまちまちなんです。そこで、これは私、こういうことをお聞きするのは、担保の条件が今、国有林野の売り払いについて一番大きな問題になっているという点から、この問題について

見合うだけの担保の評價価値等というものは、一体どの程度でいいのか、その辺一つお聞きしたいと思っています。

○説明員(戸嶋芳雄君) 先ほど申し上げましたように、担保の価値等につきましては、あるいは条件等につきましては、大蔵大臣と毎年度、年度初めに協議をいたしております。で、昭和三

国の債権の管理に關する法律の關係の
あれの中にあるように、時価の七割に
見てやるんだと。従つて、残りの三割
を別に、買ひ受けを受けた山林以外に
見なければならぬ。これはあとで申
しますけれども、そういうことが一応
の線であるとすれば、先ほど私が申し
ましたように、最近になつてそうい

かてきるものはこの割合で、分ける。部長さんがお話しになったようなものの中に限られてあるようです。その中に、土地でも、庁舎の敷地を担保にとつてあるところがある。庁舎の敷地です。それから公営住宅を担保にとつてあるところがある。一体こういうものがある、果して担保として設定することが

正しいかどうか。また、それほどまでやって担保を取らなさいけないものであるかどうか。この点はどうか。

○説明員(戸嶋芳雄君) まあ、われわれの方の何から申しますと、担保はこれには必ず取らなければならぬ。それから大蔵省との協議によって、担保価値もそういう七割という見方で取ることになる、こういうわけでありませう。

今、具体的にお話のございました物件として、公営住宅なり、あるいは庁舎の敷地等が適当かどうかという点については、これは具体的な問題として判断をすべきだと存じますが、まあ基本財産を造成して新市町村の建設を促進するといふような趣旨で、できるだけ積極的にこのようにした林野の売り払いの場、あるいはこれぐらいの不動産的なもの、あるいはこれぐらいの不動産的な事情等によりまして、ある場合には、一般経済的に見ると工合の悪いようなところ、あるいは担保に取つていくというところ、あるいは具体的な事情であり得るのじゃないかと思ひますが、ここで抽象的に、こういう物件は担保として適当でないとかいいとか、はつきり申し上げかねるわけでございます。

○鈴木壽君 私は、そういうところが大事な問題で、はつきり言えないというふうな話ですが、何べんも申しますように、買ひ受けをしようとする町村では、担保がなくて、あの人たちが言う増担保がなくて、買えないでいるところがたくさんあるのです。で、私、率直にあなたの方に対する希望を言うならば、ほかの方でも例があるように、払い下げをしたところの山林をそのま

ま担保にしておつたらいいじゃないか、それ以外につけ加えなくてもいいんじゃないかというふうに私考えております。積極的にその町村のために思つてやるならば、まあしかし法でどうしてもとらなければいけぬのだ、こういうことになっておるから、一体残りの三割の分について何を担保に出そうかということ、事実上不可能だといふことのたくさん例があるわけなんです。もしそういう場合に、庁舎の敷地とか学校の敷地、あるいは市営住宅、町営の住宅といふものが担保に入るといふならば、これは案になりませう。学校や敷地やなりませう。これは相当五百万や千万はすぐなりませう。

しかし、私はそういうものは、まあこれは法律的に厳密に言つたらどうかかわりませんが、私は一つのやっばり行政財産として、担保とか質に入れるという問題じゃ私はないと思ひます。それすらも取らなければいけないといふことはおかしいと思ひます。もし形式的にとつて、これは担保ですから、場合によつては約束が履行されない場合に出るのだから、一体処分し得るものなのかどうか。どうせ処分できないものだったら、形式的にそんなものをとらなくても私はいいと思ひます。そこに問題があると思ひます。

もしあなたがおっしゃる通りに一概にいいない、これは土地の事情によつて勘案するといふのなら、現在いわゆる三割の増担保のないところには、庁舎並びに庁舎の敷地、小学校、中学校の校舎並びに敷地、土地、そういうものを担保に入れさせなさい。どうです、その点は。

○説明員(戸嶋芳雄君) まあ相手が町村でございます。従ひまして、一般の経済的な考え方からその担保を考へるほど厳格に考へる必要もないので、ある場合にはそういう考慮もわれわれいたしまして、そうして現在のこの法律の運用でそういう点をカバーしていきけるならば、ある程度はそういうものも考へていいんじゃないかと思ひます。

○鈴木壽君 これは自治庁の方で、これは課長さんの直接の担当でないかもしれませんが、法的にこういうものはやっばり担保物件に設定できるものかどうか。どうでしょう、この点は双方から私お聞きしたいと思ひます。もしできるものだとすれば、私は増担保がないために買ひ受けできないでおる、そういうものが非常に大きな道が開けると思ひます。私は、常識的に考へた場合に、庁舎だとか庁舎の敷地だとか、私は一つの行政財産だと思ひます。行政財産である限りは担保と

かいうものには私向かないものだと思ひます。町営住宅であつても、私は広い意味の一つの町の行政的の必要のためにやつた財産でございますから、私は担保としては不適当なものだと思ひます。これは私何べんも申しますように、常識的な考への私の考え方でございますから、そこら辺いかがでございますか。

○説明員(戸嶋芳雄君) この点につきましては、なお大蔵省方面の意向も確かめ、また私の方ももう少し研究させていただきますか。

○鈴木壽君 私さつき初めにお聞きした問題と関連しますが、管林局長の権限によつてまことに行われておる

ところに、進まない一つの大きな理由もあると思ひます。こういう事柄もかりに、場合によつては庁舎の敷地であるが、あるいは建物であるが、あるいは町営住宅であるが、そういうものを担保に入れ得るのだといふふうなことが、あなたの方の態度としてはつきり各管林局長の方にいつておるとすれば、今のようないふ順調に進まないといふようなことが相当解消されるのではないだろうか。これは、ただその申請してきたものを判を押し返してやるということだけでは私は足りないから、先ほど申しましたように、もつと一貫した処理の方針なりといふものを、単に訓令だけでなしに、具体的なところまで指示する必要があるといふのはそこなんです。またぜひ研究していただきたいと思ひます。

し、そういうふうなことが許されることすれば、私は何べんも申しますように、町村でも非常に助かるのですが、しかし、私はこれは法的にいつて疑問がありますから、この点は今後の問題としてやつて考へていただきたい。

それから、この国の債権の管理の法律並びに付属の法令からして、どうしてもやはり三割の増担保を取らなさいけないといふこと、これは大蔵省は一貫した態度なんですか。

○説明員(戸嶋芳雄君) そうでございます。

○鈴木壽君 あなたの方これについて、これは自治庁の方にもお聞きしたいのですが、一体、こういうことで、果して新市町村建設促進法にうたわれてあるような、そういう精神からして同有林野の払い下げ、あなたの方から言へば売り払いといひますか、それが進むといふふうにお考へになるのですか、どうですか、どうでしょう。

○説明員(吉澤淳真君) これによりまして、国の売り払い可能とされる国有林野等がございまして、市町村の方で買ひ受けに著しい阻害を生ずるわけでございますから、やはり新市町村建設促進法という面から考へまして、何らかの特例措置を講ずる必要があるのではないかと、そういうふうにお考へております。

○鈴木壽君 部長さんはこの点についてどういふふうにお考へになりますか。大蔵省で定められたものがあるからやむを得ないのだ、こういうお考へでしょうか。

○説明員(戸嶋芳雄君) 従来からも中央でもまあ陳情が見えますところから見ますと、現在町村ではこういう不動産的なものを、その経済的な価値のあるものを持つておるといふのは少いのでありまして、それが障害になつておることは、これは確かに事実であると思ひます。従ひまして、これは一般の国有財産としての債権を管理するための基本原則が七割といふことがあるのだけれども、そういう特殊な事情があるといふから、これはこの新市町村促進のためには特例を設けるのだといふことで、大蔵省が考へてもらえれば、非常にわれわれの方の取扱ひも生きてくるのじゃないかと、こう考へます。

○鈴木壽君 そうしますと、かりに一千円だけの担保があれば、山林の、一千万円だけの担保があれば、その一千万円だけのものを七百万円と見て、もう三百万円だけの担保があればそれでいいわけですか。

○説明員(戸嶋芳雄君) その通りです。

○鈴木壽君 そうすると、さつきも申しましたように、はるかにその勘定より高いのがたくさんあるのです。これは一体どういふことなんでしょうか。たとえば、もつと例を申しますと、岩手県の福岡の町で、二千四百万円のものを買ひ受けた。それに対して、これをいれるとともに、さらにほかのものを担保にして、四千四百八十八万円の担保の額になっております。これは著しく大きい額だと思ふのですが、これは一体どういふことなんでしょうか。これは計算してみても、たとえば二千四百万円を七割と、三割分に相当するものがあればいいのでしよう。ところが、この計算からしますと、はるかにそれをこすという計算からすれば、私は三千四百万円ばかりのものがあれば間に合ふと思ふのですが、四千四百八十八万円、こういうふうな事例があるのですが、ほかにありますか。

○説明員(戸嶋芳雄君) これは具体的な一つ事例をお聞かせ願つて、あとで調査いたしたいと思います。おそらくもし善意に考えますと、一つの分けられない不動産のようなものではないかと思ひますが、なお調査いたしたいと思います。

○鈴木壽君 まあこれは私、こまいことを申しまして、御用意のないことだと思ひますから、これ以上申し上げませんが、非常に今申し上げましたような例からして、この点についての統一というものがありませんと、私は変なものであると思ふ。こういう点からぜひこれは考へていただきたい。それと同時に、これは一つ注文のようなことに

なりますが、国有林野の新市町村に対する払い下げの場合には、そのものをそのまま担保にするというようないふことに、あなた方一つできるうちに御努力をお願いしたいと思います。そのきかぬのそれが死んでしまふ。そのきまりがあるために——これはあとで大蔵省の方々に私も、お尋ねしてみたいと思ひますが、そのきまりがあるために、苦しまぎれに、今度は法的にどうかと思はれるようなもので担保に入れないやいけな、こういう問題も出てくる。それから担保額が払い下げ価額よりも大きいものも飛び出してくると、こういうことになるわけなんです。

それからいま一つの注文ですが、末端では、どうしてもやばりまだ、自分たちの用地ならやるけれども、それ以外のところはごめんだという気持ちが強いようでございますから、この点、まあどうなりましたけれども、特にそれでない態度をとつていただくように要望したいと思います。

○委員長(小林武治君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(小林武治君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記始めて。

○鈴木壽君 それじゃこの次にします。きょうは私は一応これで……。

○加瀬亮君 ちよつと関連。

今、鈴木委員の質問をしたような内容で新市町村が困つておるといふ実情は、振興課長の方では御理解になつておられる。

○説明員(吉浦澤真君) 全部の状況については承知いたしておりますが、個々に問題が持ち込まれておりますので、そのつど折衝いたしております。

ときどき定期的には調査もいたすのでありますが、大体承知いたしております。

○加瀬亮君 大体御承知であつたとして、この前の町村合併促進法にして、あるいは新市町村の建設法で、か、今度の新しい発展された法律にしても、原則として、新市町村が国有林野の払い下げをするときには、これに好意的に応じなければならぬという立場で、あの当時は農林省も林野庁も了解がされておつたはずですね。しかし、今聞きますと、だれが考えたつて市町村の庁舎まで担保物件としてとるというのでは、もう物件そのものの担保価値全然ないと思ふんです。そういうことまでしてつじつまを合せなきやならない。それを今まで事情がわかつておつて許容しておつたということになりますと、あの法律をスムーズに進めるために、どのような自治庁として御努力をしたかという点について、ほかの方は別として、この国有林野の払い下げについてはわれわれ疑問を持たざるを得ない、こういう点です。ね、ちよつともう少しお答えをいただきたいと思ふ。実情が大体わかつておつて、庁舎が担保物件として考えられておると、それが新しい市町村の建設にまた新しい障害を与えるようなものでしょう。そういうことでも許容しておつたというところは、どうもわれわれ理解できない、この点はどうか。

○説明員(吉浦澤真君) 増担保の問題につきましては、昨年の半ば以降になりました。全部の地域でなしに、問題になつて参りました。現在でも調査した結果によりまして、すべての地域について増担保を取つておらない、今、

林野庁でお調べになつたように、まだまらまちの傾向にありまして、その後において買ひ受けたいという場合に問題になつてきたわけでございます。で、ごく最近の情勢でございます。むしろ買ひ受け価値そのものの値段でございます。また、さらに四分五厘から六分五厘に至る利率の問題、特にこの利率の問題につきましては、立木の生長率との関係がございまして、利率の方が伸びがいい場合がございまして、買ひ受けて木を売ります場合に、利子を取つておられます。その利子に見合ふ分だけ木が生長するかどうかという問題が起つております。その点につきまして、利子につきまして、これは市町村としてはこの増担保の問題と同様に困つておられます。われわれとしては、そういう問題につきまして、今後なお林野庁、大蔵省とも折衝いたしまして、ただ単に増担保だけの問題にとまらないうで解決をはかつていきたい、そういうふう存じておる次第でございます。

○加瀬亮君 あとで鈴木委員からの質問が執行されると思ひますが、そのときにお答えいただければ……、そのときでございませう。しかるべき早い機会に今のような点を明確にして、この委員会でも、また自治庁と他の官庁との折衝の結果、あるいはこれから今のような心配が起らなくても済むという方法を具体的に示していただきたいと思います。

○中田吉雄君 資料の要求を……。振興課長にお願いしますが、この前、当委員会に出されました、勧告を申請しておつたところですね。勧告されて、その後どういふふうな処理されている

か、勧告に依じているか、依じていないか。さらに最近また申請しておるものもあるようです。大した件数でないでしょうから、個々のケース内容が判断できるようにまとめて一つ当委員会に出していただきたいと思います。

○説明員(吉浦澤真君) 前回総理勧告をかけた件数は七件でございます。そして、その後の状況につきましては大体承知いたしておりますが、文書に書いてと要求されておるのですか。

○中田吉雄君 依じてないところもあるでしよう。

○説明員(吉浦澤真君) 勧告に依じてない状況、依じている状況を文書に書いて出せというおつもりでございますか。それともここで報告を申し上げたいか……。

○中田吉雄君 今後の時間になります。

○委員長(小林武治君) それではちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始めて。

本件の質疑はこの程度にいたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始め

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

